

# 生活支援情報

生活の厳しさに直面したときにヒントとなる情報をまとめました。詳細につきましては、それぞれの担当部署へお問い合わせください。

## 税金・保険料が払えない場合

<b>市民税・県民税の減免</b> ・生活保護法の規定による保護を受ける人 ・失業、疾病等により当該年の所得が著しく減じた人 ・災害を受けた場合など	市民税課 市役所第2庁舎3階 個人市民税第1担当班 ☎ 537-5729 個人市民税第2担当班 ☎ 537-5730
<b>固定資産税の減免</b> ・貧困により生活のため公私の扶助を受ける人が所有する固定資産 ・災害又は天候不順等により著しく価値を減じた固定資産など	資産税課 市役所第2庁舎3階 ☎ 537-5610 東部資産税事務所 鶴崎市民行政センター1階 ☎ 527-2132 西部資産税事務所 植田市民行政センター1階 ☎ 541-1406
<b>市税の徴収の猶予等</b>	納税課 市役所第2庁舎3階 収税第1担当班 ☎ 537-5691 収税第2担当班 ☎ 537-5692
<b>市税の延滞金の減免</b>	
<b>国民健康保険税の軽減・減免</b>	国保年金課 市役所本庁舎2階 賦課・資格担当班 ☎ 537-5736
<b>後期高齢者医療保険料の減免</b>	
<b>国民健康保険税の徴収の猶予等</b>	国保年金課 市役所本庁舎2階 収納第1・第2担当班 ☎ 537-5738
<b>国民健康保険税の延滞金の減免</b>	
<b>国民年金保険料の免除・納付猶予</b>	国民年金室 市役所本庁舎1階 ☎ 537-5617
<b>国民年金保険料の学生納付特例</b>	大分年金事務所 大分市東津留2-18-15 ☎ 552-1211(自動音声案内 2番→2番)

## 貸付制度

<b>生活福祉資金貸付事業</b> ●総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費) ●福祉資金 (福祉費、緊急小口資金) ●教育支援資金 (教育支援費、就学支度費) ●不動産担保型生活資金	大分市社会福祉協議会 生活支援課 大分市金池南1-5-1 J:COMホルトホール大分4階 ☎ 547-9562
---	--

## 生活保護

<b>生活保護</b> 病気や失業その他の事情により、自力ではどうしても生活できなくなった場合、自立できるまでの間、最低限度の生活を保障し、自立を援助	生活福祉課 市役所第2庁舎2階 ☎ 537-5706 生活福祉東部事務所 鶴崎市民行政センター3階 ☎ 527-2104 生活福祉西部事務所 植田市民行政センター2階 ☎ 541-1254
--	--

## 生活の悩み・困りごと相談

<b>生活の悩み・困りごと相談</b> 大分市自立生活支援センターでは、生活、仕事、住まいなどの様々な悩みについて相談を受けています。「どこに相談したらいいかわからない」という方も、ひとりで悩みを抱え込まずに、まずはご相談ください。	大分市社会福祉協議会 生活支援課 大分市自立生活支援センター 大分市金池南1-5-1 J:COMホルトホール大分4階 ☎ 547-8319
<b>住居確保給付金</b> ●家賃の補助 離職等により住居を失った、またはそのおそれが高い方であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額(住宅扶助基準額に基づく額が上限)を支給 ●転居費用の補助 一定の要件のもと、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居費用(上限あり)を支給	大分市社会福祉協議会 生活支援課 大分市自立生活支援センター 大分市金池南1-5-1 J:COMホルトホール大分4階 ☎ 547-8319

# 生活支援情報

生活の厳しさに直面したときにヒントとなる情報をまとめました。  
詳細につきましては、それぞれの担当部署へお問い合わせください。

失業した場合	
<b>雇用保険</b> ●基本手当:離職日以前の賃金のおよそ50~80% (60~64歳は45~80%)	ハローワーク大分 大分市都町4-1-20 ☎ 538-0800
<b>職業訓練受講給付金</b> ●職業訓練受講給付金:月額10万円 ●通所手当:通所方法により異なる(上限あり) ※月ごとの支給申請が必要	ハローワーク大分 OASIS庁舎 大分市高砂町2-50 OASISひろば21地下1階 ☎ 534-8680
<b>生活安定資金</b> ●融資限度額:30万円 ●申込先:九州労働金庫 ※市内に住所を有する、雇用保険の被保険者で倒産等 自己の責任(都合)によらない理由で離職した方が対象	商工労政課 市役所本庁舎9階 雇用労政担当班 ☎ 537-5964
<b>雇用相談窓口</b>	商工労政課 市役所本庁舎9階 雇用労政担当班 ☎ 537-5964

医療費等の負担軽減 <span style="float:right">※大分市国民健康保険、後期高齢者医療加入者が対象</span>	
<b>限度額適用(・標準負担額減額)認定証の交付</b> 医療機関ごとの窓口支払い額が自己負担上限額までとなる	国保年金課 市役所本庁舎1階 給付担当班 ☎ 537-5735
<b>高額療養費の支給</b>	
<b>高額医療・高額介護合算療養費制度による支給</b> 対象者へ通知、介護サービス費分の支給は長寿福祉課	
<b>特定疾病療養受療証の交付</b> 厚生労働大臣指定疾病の自己負担額軽減	
<b>出産育児一時金の支給</b> 直接支払制度利用の場合は、医療機関で手続き	
<b>医療費の一部負担金の減免</b>	国保年金課 市役所本庁舎2階 給付担当班 ☎ 537-5735

教育費の負担軽減	
<b>就学援助</b> 小・中学校および義務教育学校の学用品費の一部や 修学旅行費などの援助	児童生徒支援課 市役所第2庁舎6階 就学支援担当班 ☎537-5903
<b>奨学金の貸与・給付</b> ●【給付】未来自分創造資金 … 高校、高等専門学校 ●【貸与】大分市返還免除型奨学資金 … 短大、大学、専修学校(専門課程)	

借金が返せない場合	
<b>多重債務問題</b> 多重債務を抱えている人が対象 債務の聞き取りや債務整理方法の助言などを行う	市民活動・消費生活センター(ライフパル) 大分市府内町3-7-39 ☎ 534-6145(消費生活専用ダイヤル)

住宅支援	
<b>市営住宅</b> ●募集:5、8、11、2月 ●要件:住宅に困っている、市内に住所や勤務先がある 収入が基準を超えない、市税を完納している等	住宅課 市役所本庁舎6階 管理担当班 ☎ 537-5977
<b>市営住宅家賃等の減免</b>	

# 生活支援情報

生活の厳しさに直面したときにヒントとなる情報をまとめました。  
詳細につきましては、それぞれの担当部署へお問い合わせください。

ひとり親・子育て支援	
認可保育施設の保育料の軽減	子ども入園課 大分市荷揚複合公共施設3階 入所・入園担当班 ☎ 537-5794
認可外保育施設の保育料の軽減	子ども入園課 大分市荷揚複合公共施設3階 管理担当班 ☎ 537-5789
病児保育利用者負担金の減免 生活保護世帯や市町村民税非課税世帯が対象	子ども入園課 大分市荷揚複合公共施設3階 給付担当班 ☎ 585-5437
児童扶養手当の支給 母子、父子家庭等が対象	子育て支援課 大分市荷揚複合公共施設3階 給付・医療費助成担当班 ☎ 537-5793、 537-5796
ひとり親家庭等の医療費の助成 母子、父子家庭等が対象	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	子育て支援課 大分市荷揚複合公共施設3階 管理・自立支援担当班 ☎ 537-5619
母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用	
ひとり親家庭学び直し支援事業の利用	
大分市母子父子寡婦福祉資金の貸付	
子育てファミリー・サポート・センター利用料金の補助	子育て交流センター 大分市金池南1-5-1 J:COMホルトホール大分2階 大分市子育てファミリー・サポート・センター ☎576-8246
子育て短期支援事業利用料の減免	子育て支援課 中央子ども家庭支援センター 城崎町2-3-4大分市庁舎城崎分館2階 ☎ 537-5688  東部子ども家庭支援センター 鶴崎市民行政センター1階 ☎ 527-2140  西部子ども家庭支援センター 植田市民行政センター1階 ☎ 541-1440
放課後児童クラブ負担金の減免	子育て支援課 大分市荷揚複合公共施設3階 児童育成担当班 ☎ 537-5675
遺族基礎年金の相談・請求 死亡した人によって生計を維持されていた、18歳到達年度の末日 までの子(国民年金法施行令で定める1級または2級の障がい状態に ある場合は20歳未満)のある配偶者または子が対象 ※納付要件等あり	国民年金室 市役所本庁舎1階 ☎ 537-5617  大分年金事務所 大分市東津留2-18-15 ☎ 552-1211(自動音声案内 1番→2番)
市民税・県民税の軽減(所得控除) 生計を一にする子(所得が58万円以下で他の人の扶養親族等になっ ていない)を有する所得500万円以下の単身者が対象	市民税課 市役所第2庁舎3階 個人市民税第1担当班 ☎ 537-5729 個人市民税第2担当班 ☎ 537-5730

# 生活支援情報

生活の厳しさに直面したときにヒントとなる情報をまとめました。  
詳細につきましては、それぞれの担当部署へお問い合わせください。

## 高齢者支援

介護保険料の減免	長寿福祉課 市役所本庁舎1階 介護保険料担当班 ☎ 537-5741
福祉用具購入費の支給	長寿福祉課 市役所本庁舎1階 介護給付担当班 ☎ 537-5742
住宅改修費の支給	
施設での「居住費」「食費」の軽減	
高額介護(介護予防)サービス費の払い戻し	
介護サービス利用料の軽減	
高額医療・高額介護合算療養費制度による支給 申請は各医療保険者の窓口	長寿福祉課 市役所本庁舎1階 介護給付担当班 ☎ 537-5742
おむつなどの介護用品購入費の助成 一年度につき48,000円を限度にその9割の額を支給	
相談(地域包括支援センター) 市内23の地域包括支援センターにて受付	長寿福祉課 市役所本庁舎1階 地域支援担当班 ☎ 537-5746

## 障がい者福祉

自立支援医療(更生医療)費の助成 18歳以上の身体障害者手帳所持者のうち、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方が対象	障害福祉課 市役所本庁舎1階 医療・手当給付担当班 ☎ 537-5786、585-6009
自立支援医療(育成医療)費の助成 18歳未満の身体に障がいがある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童が対象	
自立支援医療(精神通院)費の助成 統合失調症などの精神疾患のある方で、通院による精神医療を断続的に必要とする方が対象	
医療費の助成 身体障がい者(1～3級)、知的障がい者(A1～B2)、精神障がい者(1級)が対象	
障害基礎年金の相談・請求 国民年金法施行令で定める1級または2級の障がい状態にあるなどの受給要件を満たした人が対象(65歳未満の期間に初診日がある病気やけがが対象) ※納付要件等あり	国民年金室 市役所本庁舎1階 ☎ 537-5617  大分年金事務所 大分市東津留2-18-15 ☎ 552-1211(自動音声案内 1番→2番)
市民税・県民税の軽減(所得控除) 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方が対象	市民税課 市役所第2庁舎3階 個人市民税第1担当班 ☎ 537-5729 個人市民税第2担当班 ☎ 537-5730

## 下水道・ごみ処理

公共下水道受益者負担金の減免 生活保護法による扶助を受けている場合、または生活保護法に準ずる特別の事情があると認められる場合	上下水道局営業課 城崎町1-5-20 上下水道局本庁舎1階 中央料金センター ☎ 538-2416
トイレの水洗化助成 公共下水道の処理区域内に建築物を所有する生活扶助世帯が既設のくみ取便所を水洗便所に改造(接続)する場合	上下水道局営業課 城崎町1-5-20 上下水道局本庁舎1階 給排水審査担当班 ☎ 538-2417
廃棄物処理施設使用料の免除 火災、風水害等の被害にあった場合、り災した建物などの廃棄物処理にかかる使用料が免除	清掃施設課 市役所本庁舎4階 庶務担当班 ☎ 537-5659